

公害防止計画制度の論点整理について

1. 趣旨

公害防止計画制度については、以下のような制度を取り巻く状況の変化が見られるところであり、より実効性のある制度のあり方を含め、公害防止計画制度を今後どのようにしていくか（論点整理）についての議論を開始することとしたい。

(1) 公害防止計画に基づく対策の着実な実施

公害防止計画制度は、地域における激甚な産業型公害の解決を念頭に置いて創設された制度であり、昭和45年の制度発足以来、我が国における公害対策の中心的な制度的枠組みとして機能してきた。その結果、地域における大気汚染等の状況の改善が進み、公害防止計画の策定地域数・市町村数は、年々減少している。

(2) 環境問題を巡る状況の変化

環境問題を巡る状況は、制度発足当時から大きく変化しており、産業型公害から都市生活型公害へと公害問題の態様が変化しつつあるほか、ダイオキシンやアスベスト等の問題に加え、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、広がりを見せている。

(3) 公害防止に係る他の制度の整備の進展

公害防止計画制度の創設以後、大気汚染防止法や水質汚濁防止法における総量規制制度の導入や、湖沼法や自動車NO_x法に基づく各種の法定計画制度の導入など、個別の公害分野における各種制度の確立や拡充、強化が図られてきている。

(4) 目標年度・期限の到来

公害防止の主要対策の一つであるNO_xやSPMの対策については、公害防止計画に基づく対策に加え、自動車NO_x法に基づく施策も推進されているが、その計画期間は平成22年度が目標年度となっている。また、公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業については、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）の適用を受けるが、この公害財特法は、平成22年度末で期限を迎える。

(5) 国と地方の関係の変化

地方分権の進展の中で、公害行政における国と地方の関係も変化しており、国と地方公共団体が補助金等を介して一緒に問題解決に当たる、という従来の公害防止計画制度の構造が適当かどうか、検証が必要な時期に来ている。

2. 論議のスケジュール（案）

平成19年度中	論点整理をとりまとめ
平成20年度以降	制度のあり方について検討 ・ ・ ・
平成23年3月	公害財特法失効